

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年10月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800091 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 7 年 3 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 7 年 3 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 7 年 3 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 7 年 3 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日までの期間、平成 8 年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの期間、平成 10 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 7 年 10 月から平成 8 年 3 月まで、平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで、平成 10 年 5 月及び平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 7 年 10 月から平成 8 年 3 月まで、平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで、平成 10 年 5 月及び平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 7 年 3 月から同年 7 月まで	38 万円	41 万円	—
平成 7 年 8 月及び同年 9 月	34 万円	41 万円	—
平成 7 年 10 月から平成 8 年 3 月まで	34 万円	41 万円	44 万円
平成 8 年 4 月から同年 9 月まで	34 万円	44 万円	—
平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで	34 万円	44 万円	47 万円
平成 9 年 4 月から同年 7 月まで	34 万円	47 万円	—
平成 9 年 8 月及び同年 9 月	41 万円	47 万円	—
平成 9 年 10 月から平成 10 年 4 月まで	41 万円	50 万円	—
平成 10 年 5 月	41 万円	47 万円	50 万円
平成 10 年 6 月から平成 11 年 9 月まで	41 万円	50 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 14 年 10 月まで	41 万円	53 万円	—
平成 14 年 11 月から平成 19 年 12 月まで	36 万円	53 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	36 万円	47 万円	53 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	38 万円	47 万円	56 万円

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 3 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険料の納付額が実際の給与明細書の厚生年金保険料の控除額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者が提出した給与明細書及び預金通帳の写しにより確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、平成 7 年 3 月から平成 21 年 8 月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 7 年 3 月から同年 7 月まで	38 万円	41 万円	—
平成 7 年 8 月及び同年 9 月	34 万円	41 万円	—
平成 7 年 10 月から平成 8 年 3 月まで	34 万円	41 万円	44 万円
平成 8 年 4 月から同年 9 月まで	34 万円	44 万円	—
平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで	34 万円	44 万円	47 万円
平成 9 年 4 月から同年 7 月まで	34 万円	47 万円	—
平成 9 年 8 月及び同年 9 月	41 万円	47 万円	—
平成 9 年 10 月から平成 10 年 4 月まで	41 万円	50 万円	—
平成 10 年 5 月	41 万円	47 万円	50 万円
平成 10 年 6 月から平成 11 年 9 月まで	41 万円	50 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 14 年 10 月まで	41 万円	53 万円	—
平成 14 年 11 月から平成 19 年 12 月まで	36 万円	53 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	36 万円	47 万円	53 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	38 万円	47 万円	56 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 7 年 3 月から平成 21 年 8 月までの期間に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る平成 16 年から平成 20 年までに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額となっている上、給与明細書等に

において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成7年3月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成8年4月1日までの期間、平成8年10月1日から平成9年4月1日までの期間、平成10年5月1日から同年6月1日までの期間及び平成20年1月1日から平成21年9月1日までの期間については、前述の給与明細書により、毎年の定時決定の基礎となる4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）に支払われた報酬月額を確認できることから、平成7年10月から平成8年3月まで、平成8年10月から平成9年3月まで、平成10年5月及び平成20年1月から平成21年8月までの標準報酬月額について、表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成7年10月から平成8年3月まで、平成8年10月から平成9年3月まで、平成10年5月及び平成20年1月から平成21年8月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800191 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800036 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 事業所で勤務した期間について、退職日が平成 6 年 1 月 31 日であり、平成 6 年 1 月分についても厚生年金保険料を控除されていた。平成 4 年 3 月から平成 6 年 1 月までの給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、請求者が所持する平成 4 年 3 月分から平成 6 年 1 月分までの給料支払明細書及び請求者の請求事業所に係る雇用保険被保険者記録により、請求者は平成 6 年 1 月 31 日まで請求事業所に勤務しており、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を平成 6 年 2 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 1 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。